「かながわスポーツ・プラットフォーム」設置要領

(目的)

第1条 スポーツを通じて、地域活性化や共生社会の実現などの社会的な課題を解決し、豊かな社会を形成するため、スポーツを通じた社会的な課題解決に取り組む自治体、企業、スポーツ関係団体などが情報を共有し、連携する場として、「かながわスポーツ・プラットフォーム」(以下、「プラットフォーム」という。)を設置する。

(活動内容)

- 第2条 本プラットフォームの活動内容は、次のとおりとする。
 - (1) 会員向け意見交換会、交流会、セミナー等の開催
 - (2) スポーツを通じた社会的な課題の解決に向けた取組の情報共有、情報発信
 - (3) その他、本プラットフォームの目的を達するために必要な活動
- 2 本プラットフォームは、必要に応じてテーマごとに部会を設置することができる。なお、部会の設置は、本要領に準じて行うものとし、その他の必要な事項は、 事務局が決定する。

(会員)

- 第3条 会員の対象は、本県におけるスポーツを通じた社会的な課題解決に取り組む、または関心のある自治体、企業、プロスポーツチーム、アスリート、スポーツ関係団体、大学等とする。
- 2 会員は、本要領に定めるもののほか、会費、その他の負担及び義務を負わない。
- 3 会員は、本プラットフォームを通じて得た他の会員に係る情報等を当該会員の 同意なく他の者に漏洩してはならない。なお、退会後も同様とする。

(入会申込み及び登録)

- 第4条 会員の入会申込み及び登録の方法等は、次のとおりとする。
 - (1)会員登録の申し込みは、入会申込書(様式1)に必要事項を記入し、事務局へ e-kanagawa 電子申請により送付する。
 - (2) 事務局は、提出された入会申込書について内容を確認した上で、会員として 登録し、後日申込者に通知する。
 - (3) 事務局は、登録した団体名等について、県のホームページ等で公開する。
 - (4) 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は、遅滞なく変更届(様式2)を事務局に提出しなければならない。

(退会)

第5条 会員は、退会届(様式3)を事務局に e-kanagawa 電子申請で送付することにより、本プラットフォームを退会することができる。

(登録抹消)

- 第6条 会員が次の事項のいずれかに該当するときは、事務局において登録を抹消 することができる。
 - (1) 本要領に違反又は本プラットフォームの信用を著しく害したとき
 - (2)解散又は営業を停止したとき
 - (3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき
 - (4) その他本プラットフォームの運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(事務局)

第7条 本プラットフォームの事務局は、神奈川県文化スポーツ観光局スポーツ課 に置く。

(その他)

第8条 本運営要領に定めるもののほか、本プラットフォームの運営に関し必要な事項は、事務局が決定する。

附則

本要領は、令和5年8月16日から施行する。

附則

本要領は、令和6年4月1日から施行する。